

新型コロナウイルス（パナマにおける国際便の停止延長）

令和2年8月21日

パナマ民間航空庁（AAC）は、21日付の決議第133号の官報公示をもって、既に実施中のパナマを発着する一般商業国際便の運航停止措置を8月22日午後11時59分より更に30日間延長する旨発表しました。

（当館注）

パナマ政府は、これまで人道目的の特別便の運航許可やトクメン空港におけるトランジット、パナマ国民・パナマ居住者の入国等の許可等、パナマ出入国に関し一定の緩和措置を実施しています。今回発表された決議では、右記の緩和措置は例外的に今回の運航停止延長の対象とはならないと明記されていることから、緩和措置は継続されます。

以上